

契約番号	第	号
------	---	---

収入印紙

平成 年 度

委 託 契 約 書

本契約については、防衛装備庁「入札及び契約心得（地方調達）」  
基本契約条項による。

契約金額 ￥ \_\_\_\_\_ (うち消費税及び地方消費税額 ￥ \_\_\_\_\_ )

件 名	
数量・単位	
契約保証金	￥
提出場所	
納 期	平成 年 月 日
代金支払回数	回
特 約 条 項	
仕 様 書 等	別紙のとおり

本契約の締結を証するためこの書2通を作成し、双方記名押印のう  
え、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

# 基本契約条項

## 委託契約条項

(総 則)

第1条 この委託契約(以下「契約」という。)に定める条件に従い、乙は、この契約に付属する委託研究仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、調査、研究及び設計(以下「研究等」という。)を実施し、調査、研究報告書その他仕様書に定めるもの(以下「成果報告書等」という。)を納期までに甲の指定する場所(以下「提出場所」という。)において、甲に提出するものとし、甲は乙に対し研究等の実施に要した経費(以下「委託費」という。)を支払うものとする。

(債権譲渡等)

第2条 乙は、この契約の全部を一括して第三者に請負わせ又は委任してはならない。

2 乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲に書面による承認を受けなければならない。

(1) この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供する場合

(2) この契約の一部を第三者に請負わせ又は委任する場合

3 乙は、前項第2号により承認された相手方からさらに第三者に請負わせ又は委任する場合は、書面によって甲に届け出なければならない。

(特許権等の使用)

第3条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権にかかる特許発明、実用新案又は意匠の実施について責任を負うものとする。

(物品管理等)

第4条 乙は、研究等を実施するため製作又は購入した研究用の器材(以下「研究器材等」という。)で委託費に含まれるものは、製作又は購入した時をもって甲に帰属するものとみなし、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 乙は、研究等の終了後、前項の研究器材等を甲の指示に従い甲に引渡しを行うものとする。
- 3 乙は第1項の研究器材等を滅失し又は損傷した場合にはその責を負うものとする。ただし、乙の責に帰し難いものと認められる場合についてはこの限りでない。

(実地調査等)

第5条 甲は、この契約の適正な履行の確保のため、研究等の実施状況及び委託費の使用状況について調査を行う必要があると認めた場合には、甲の指名した者に命じて乙の工場又は事業所(乙の委託者、下請負者の工場、又は事業所を含む。以下同じ。)を実地に調査することができる。

- 2 乙は甲から実地調査の申し出があった場合には、これに協力するものとする。

(契約の変更)

第6条 甲は、必要と認めた場合には、乙の研究等が完了するまでの間において仕様書を変更することができる。この場合において甲は、契約金額、提出期限その他この契約に定める条件を乙と協議のうえ変更することができる。

(提出期限の延期等)

第7条 乙は、提出期限までに成果報告書等の提出ができない場合は、その事由を付して甲に納期の延期を申請することができる。

- 2 甲は、前項に規定する申請の事由が乙の責に帰することができない場合は、乙と協議のうえ期限を定めて提出期限を変更するものとする。
- 3 甲は、第1項に規定する申請の事由が乙の責に基づく場合は、甲が支障がないと認める期限(以下「猶予期限」という。)まで提出期限を猶予するものとする。

(延納金)

第8条 乙は、前条第3項の規定により、提出期限を猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1%の率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。

ただし、延納分に相当する代金の10%の金額をもって限度額とする。

2. 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の

責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 納期以前にされた申請に基づき納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数。
- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数。
- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合において猶予された日まで延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数。
- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数。

3. 前項の規定の適用においては、納入は第10条の届出があった時にされたものとみなす。

4. 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納分を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第9条 乙は、成果報告書等の納入が納期に遅れた場合には遅延日数に応じ、遅延分に相当する代金に対し、1日につき0.3%の率を乗じて計算した金額を遅延金として甲に支払わなければならない。

2. 前項の規定において「遅延日数」とは、納期の翌日から遅延分を納入した日(納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日)までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3. 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

(委託研究完了の届出)

第10条 乙は、成果報告書等の提出に際しては、甲が定める「委託研究完了届」により甲に届け出るものとする。

2 甲は、前項に規定する届け出があったときは、天災地変等やむを得ない事由により受理できない場合を除き、これを受理するものとする。

(検 査)

第11条 甲は、前条に規定する届け出を受理した日から10日以内の日に、当該届け出にかかる成果報告書等について検査を完了しなければならない。

2 甲の指名する検査官が、成果報告書等の内容について仕様書の定める項目と合致すると認めた場合にはこれを合格とし、合致しないと認めた場合にはこれを不合格とする

3 甲は、前項により不合格と判定した場合には乙に対し修正を要求し、乙は遅滞なく乙の経費と責任とにおいて所要の修正を行い成果報告書等を再提出し、あらためて甲の検査を受けなければならない。

(支払請求書等の提出)

第12条 乙は、委託費を請求する場合には、前条に定める検査に合格したのち甲の提示する証拠書類を添付した適法な支払請求書を甲に提出しなければならない。

(委託費の支払等)

第13条 甲は、前条の規定により支払請求書を受理した場合には、その受理した日から起算して30日以内の日(以下「約定期間」という。)に乙に委託費を支払うものとする。

2 甲は乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、この契約に基づき、乙に支払うべき委託費と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、前条第1項に定める約定期間内に委託費を乙に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対して年2.7%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払いをしないことが甲の責に帰することができない事由による場合には、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 甲が第9条第1項に定める期間内に検査を完了しない場合には、その期限を経過した日から検査を完了した日までの日数(以下「遅滞期限」という。)は、約定期間の日数から差引くものとし、当該遅延期間が約定期間を越える場合には約定期間は満了したものとみなし、甲は約定期間を越える日数に、乙が委託費の請求を行った日から甲が委託費を支払った日までの日数を加えた日数について、前項に規定する計算に準じ前項に規定する利率をもって計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する事由(乙の資産信用が著しく低下した場合を含む。)により提出期限又は猶予期限までに乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがない場合
- (2) 乙が第2条の規定に違反した場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達成する見込みがない場合
- (4) 第7条第1項の規定により乙が提出期限の延長を申請した場合で、甲若しくは甲乙双方の責に帰し難い事由によりその延長に応ずることができない場合
- (5) 甲の都合により契約の解除を必要とする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第6条に規定する甲との協議が整わない場合
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達成する見込みがない場合

(違約金等)

第16条 甲は、この契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の事由が前条第1項第1号から第3号までの規定に該当するときは、違約金として解約金額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。

2 甲は乙が甲の指定する期限までに前項に規定する違約金を納付しない場合には、当該違約金に対し期限の終了した日の翌日から納付のあった日ま

での日数について年5.0%の利息を付して徴収する。

- 3 前項に規定する場合のほか、甲は乙が損害賠償金を甲が指定する期限までに納付しないときは、前項の規定を準用する。

(損害賠償の請求)

第17条 乙は、この契約の第15条第1項第4号、第5号又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合で、乙に損害が生じたときは甲に対しその損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に定める損害賠償の請求は、解除の日から30日以内の日に文書により行うものとする。

- 3 第1項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(技術上の成果報告)

第18条 乙は、この契約に基づく研究等から新たに技術上の成果(文書、図面、図表等に表すことができるものをいう。以下「新研究成果」という。)が得られた場合には、甲と調整のうえ遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

(特許等を受ける権利の帰属)

第19条 甲は前条の報告後速やかに乙が次の各号の規定のいずれも遵守する旨の書面(別記様式1)を甲に届け出た場合に限り、新研究成果についての国内及び国外における特許、実用新案登録又は意匠登録(以下「特許等」という。)を受ける権利を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、甲が自らの用に供するため又はその他特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果についての国内及び国外における特許権、実用新案権又は意匠権(特許等を受ける権利を含む。以下「特許権等」という。)を実施する権利を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。
- (2) 乙は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を実施する権利を第

三者に許諾する。

(3) 乙は、第1号において甲又は甲の指定する第三者に特許権等を実施する権利を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の利用に協力する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該特許等を受ける権利を承継するものとする。

3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該特許権等は無償で甲に承継しなければならない。

(特許等の通知等)

第20条 乙は、この契約に係る特許等の出願を行ったときは、遅滞なく特許等出願通知書(別記様式2)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る特許等の出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第5項及び同規則様式26備考24等を参考にして、当該出願書類に国の契約に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第1項に係る特許等の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書(別記様式3)を甲に提出しなければならない。

(特許権等の譲渡)

第21条 乙は、この契約に係る特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、譲渡通知書(別記様式4)を甲に提出するとともに、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

(特許権等の実施許諾)

第22条 乙は、この契約に係る特許権等について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、当該許諾を行う前に、実施許諾通知書(別記様式5)を甲に提出するとともに、第19条の規定に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、この契約に係る特許権等について甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合は、専用実施

権等設定承認申請書(別記様式6)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、この契約に係る特許権等により生産される物が、日本国内において生産されることを当該第三者に約させた場合はこの限りでない。

(特許権等の放棄)

第23条 乙は、この契約に係る特許権等を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、この旨を甲に報告しなければならない。

(特許等の管理)

第24条 第19条第2項に該当する場合、乙はこの契約に係る特許等について、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義(出願者名を防衛装備庁長官とする。)により行うものとする。

2 前項の場合においてこの契約に係る特許権等の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあたっては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該特許等の出願又は申請審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第25条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員(以下「従業者等」という。)が行った発明、考案又は意匠の創作(以下「発明等」という。)がこの契約を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る特許権等が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

(技術資料の取扱い)

第26条 甲は、契約書又は仕様書の定めるところにより、甲に提出された技術資料(文書、図面、図表等に表わされたものをいう。以下同じ)の内容についての利用及び処分に関する権利を有する。

ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料についてはこの限りでない。

2 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、新研究成果に関する技術資

料で契約書又は仕様書の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの(契約書又は仕様書の定めるところにより、甲に提出されたものに関係があるものに限る。)を必要に応じ、実費でその提出を求めることができる。ただし、この期間は仕様書に別段の定めがある場合はこれによる。

- 3 第1項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用する。
- 4 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この研究等に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要とする場合は、その内容を防衛省の内部において利用し又は複製(当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。)することができる。この場合、第2項但書の規定はこの項において準用する。
- 5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、前条第3項第3号の規定により甲に提出された書類又は契約書若しくは仕様書又は第2項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有資料の閲覧、複製(乙の指定するものの複製を除く。)及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは乙に実費を支払うものとする。第2項但書の規定は、この項において準用する。
- 6 甲は、甲がこの契約の履行にあたり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第4項の防衛省の業務に関係のある防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。

(技術上の協力)

第27条 乙は、防衛省又は防衛省のために第三者が、甲が承継した特許権等を実施する場合、防衛省が前条の規定に基づき甲に提出された技術資料の内容を利用する場合又は防衛省のため第三者が甲が利用及び処分の権利を有する前条第1項及び第2項の技術資料の内容を利用する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障

のない限り適正な条件でこれに応じなければならない。

(技術上の成果の利用)

第28条 甲は、乙が、甲が承継した特許権等の実施又は甲が利用及び処分の権利を有する技術資料の内容の利用の許諾を求めた場合は、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した特許権等の実施料又は当該技術資料の内容の利用料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(技術上の成果の開示又は公開)

第29条 乙は、甲が有する特許等を受ける権利の対象となる発明等並びに甲が利用及び処分の権利を有する技術資料の内容を第三者に開示し又は公開しようとする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

ただし、発明等については当該発明等の内容が特許庁が発行する公報に掲載公開された後、又技術資料については、その内容がすでに公知の事実となったものとして甲が指定した後はこの限りでない。

(立証責任)

第30条 第18条又は第26条第1項若しくは第2項の規定において、新研究成果に関するものでないこと又は乙の固有の技術資料に該当するものであることを主張しようとする場合は、乙がこれを立証しなければならない。

(秘密の保全)

第31条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(乙の再委託者への適用)

第32条 乙は この契約の全部又は一部を第三者に再委託する場合においても、第10条の規定により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(原価調査)

第33条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、

帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2. 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
3. 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(相手方に対する通知の効力発生の時期)

第34条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は、受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(その他)

第35条 この契約に定められていない事項及びこの契約の履行について甲乙間に意見の相違又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第36条 この契約に関する訴訟は東京地方裁判所の管轄に属するものとする。